

二 交 航 第 8 号

令和 5 年 5 月 26 日

日本内航海運組合総連合会

会 長 栗 林 宏 吉 殿

第 二 管 区 海 上 保 安 本 部 次 長

(第二管区海上保安本部海の安全推進本部長)

室 田 英 樹



令和 5 年度霧海難防止活動の実施について

謹啓 新緑の候、貴連合会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から海上保安業務に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船舶の安全運航については、機会あるごとにご指導をお願いしているところですが、本年も太平洋沿岸海域に霧が多発する時期を迎え、霧による視界不良を原因とした衝突や乗揚げ海難の発生が憂慮されるところです。

このため、当管区では、霧多発期における船舶交通の安全を確保するため、令和 5 年 6 月 1 日（木）から同年 8 月 15 日（火）までの間、東北太平洋沿岸海域において視程が 1,000 メートル未満の霧を観測した場合、航行船舶等に対する霧情報の提供を行うとともに、霧中航行時の注意事項の指導強化等の霧海難防止活動を実施します。

また、AIS を搭載している航行船舶に対して、海域の霧発生状況を国際 VHF 無線電話で確認し、その情報の提供を実施することにしております。

つきましては、傘下会員の皆様に対する霧情報提供のご協力、霧通報の聴取の励行について周知及びご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白



【問合せ担当者】

第二管区海上保安本部

交通部航行安全課 海務係長 竹原

電話 022-363-0111 (内線 2623)

令和5年5月26日
第二管区海上保安本部交通部航行安全課

令和5年度 霧海難防止活動について（概要）

1 目的

東北地方太平洋沿岸の霧多発期において、霧海難防止に係る各種活動を展開し、霧発生時の視界不良による船舶の衝突及び乗揚げ海難等の防止を目的とするもの。

2 活動期間

令和5年6月1日(木)から同年8月15日(火)まで

3 対象海域

尻屋埼灯台から90度に引いた線及び北緯36度50分の緯度線間の距岸20海里以内の太平洋沿岸海域（別紙参照）

4 実施事項

(1) 安全指導・周知活動等

船舶乗組員、船舶所有者、運航者、代理店、漁業協同組合等の海事関係者やプレジャーボート等の関係者に対し、霧海難防止のための安全指導及び周知活動を実施する。

(2) 船舶等に対する霧通報

<霧の観測>

主要な岬付近を航行中のAIS搭載船舶から情報収集

<観測時刻>

06:00, 09:00, 12:00, 15:00

<霧通報時間帯>

06:30, 09:30, 12:30, 15:30

<霧通報の手段>

- ・国際VHF無線電話（日本語及び英語）による通報
- ・AISメッセージによる情報提供
- ・海の安全情報によるインターネットでの情報提供
- ・霧を観測した海域の漁業無線局への情報提供

(3) 広報

本活動実施前及び実施後に、新聞社等への広報を実施する。

霧海難防止活動実施海域

